

「大島交流館清涼飲料水自動販売機設置」公募要領

大島交流館において、清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を、以下のとおり募集します。

なお、ここでいう清涼飲料水とは、缶・ビン・ペットボトル等の清涼飲料、牛乳・乳酸菌飲料等の乳飲料とします。

1 応募要件

(1) 清涼飲料水の取扱事業者であって、次の欠格事由に該当しない者であること

【欠格事由】

代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、代表者及び経営に事実参加している者をいう。）が、

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である場合

暴力団員を使用した場合

暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合

暴力団員と密接な交際等を有している場合

(2) 欠格事由の有無に関して、本市が所轄の警察署へ照会することについて承諾する者であること

2 設置期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（更新あり最大3回）

3 設置場所及び箇所数

自動販売機の設置場所及び箇所数は、大島交流館（宗像市大島901-4）1箇所とする。
詳細の平面図については別添を参照すること。

1F





4 自動販売機の規格等

- (1) 自動販売機の規格等は、高さ 200 cm・幅 110 cm・奥行 60 cm以内のものとする。
- (2) 自動販売機の色はまわりの空間と調和したものとする。

5 経費の負担

設置事業者は、次に掲げる経費を負担するものとする。

- (1) 行政財産使用料
- (2) 電気代
- (3) 売上納付金
- (4) その他、自動販売機の設置に要する費用、設置に伴い発生したゴミの管理及び処分に要する費用、本件の応募に要する費用など

6 設置事業者の選考

提案書をもとに、選考委員会において選考、決定するものとする。

7 選定までのスケジュール

(1) スケジュール(予定)

日 程	内 容	備 考
2月21日(水)	設置場所の確認(現地立会)	希望者のみ
2月23日(金)	質疑書提出期限	期限厳守のこと(12:00まで)
3月9日(金)	提案書等の提出期限	期限厳守のこと(17:00まで)
3月中旬	選考委員会開催	
3月中旬	設置事業者決定	

(2) 設置箇所の確認(現地立会)

自動販売機の設置にあたって、設置箇所の確認を希望する事業者に対して、現地立会を行うものとする。

日 程：平成30年2月21日(水) 14:30

参集場所：大島交流館(宗像市大島901-4)

その他

現地立会を希望する業者は、別紙1「現地立会申込書」に必要事項を記入し、
2月19日(月)17:00までにファクシミリにて送付すること

(3) 質疑書の提出

自動販売機の設置に関する質疑は、別紙2「質疑書」の提出によって行うものとする。

提出期限：平成30年2月23日(金)12:00

その他

・質疑に対する回答は、平成30年2月26日(月)17:00までに、ファクシミリにて行う

(4) 提案書等の提出

自動販売機の設置を希望する事業者は、提案書及び暴力団員等の排除に係る調査承諾書(代表者等の名簿を含む)を提出しなければならない。

提出期限：平成30年3月9日(金)17:00

提出部数：2部

提出方法：郵送又は持参(ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと)

提出先：〒811-3492 宗像市東郷1-1-1 宗像市役所 世界遺産登録推進室

8 提案書の内容

(1) 提案書に記載すべき内容は、次のとおりとする。

自動販売機ごとの売上納付金の予定総額(年額)及び算定根拠(売上げに対する納付金の率)

自動販売機の種類、商品構成

自動販売機の管理、運営の方法

その他、災害対応や地域貢献などのセールスポイント

(2) 提案書は任意の様式(A4サイズ)で作成すること

(3) 提出された提案書は、いかなる場合も返却しないこと

9 留意事項

次の事項に該当した場合には、失格とすること

欠格事由に該当する場合

提案書に虚偽の記載をした場合

10 問い合わせ先

宗像市 世界遺産登録推進室 担当：森

: 0940-36-9456、FAX : 0940-36-6912